

議事日程（第4日）

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 議案第4号 北方町新築住宅の定住奨励金交付条例制定について  
(総務教育常任委員長報告)
- 第3 議案第5号 北方町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定について  
(総務教育常任委員長報告)
- 第4 議案第6号 北方町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例制定について  
(総務教育常任委員長報告)
- 第5 議案第7号 北方町非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定について  
(総務教育常任委員長報告)
- 第6 議案第8号 北方町常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について  
(総務教育常任委員長報告)
- 第7 議案第9号 北方町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について  
(総務教育常任委員長報告)
- 第8 議案第10号 北方町福祉振興基金条例の一部を改正する条例制定について  
(総務教育常任委員長報告)
- 第9 議案第11号 北方町公共用地取得基金条例の一部を改正する条例制定について  
(総務教育常任委員長報告)
- 第10 議案第12号 平成22年度北方町一般会計補正予算（第5号）を定めるについて  
(各常任委員長報告)
- 第11 議案第13号 平成22年度北方町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）を定めるについて  
(厚生都市常任委員長報告)
- 第12 議案第14号 平成22年度北方町老人保健医療特別会計補正予算（第1号）を定めるについて  
(厚生都市常任委員長報告)
- 第13 議案第15号 平成23年度北方町一般会計予算を定めるについて (各常任委員長報告)
- 第14 議案第16号 平成23年度北方町国民健康保険特別会計予算を定めるについて  
(厚生都市常任委員長報告)
- 第15 議案第17号 平成23年度北方町後期高齢者医療特別会計予算を定めるについて  
(厚生都市常任委員長報告)
- 第16 議案第18号 平成23年度北方町下水道事業特別会計予算を定めるについて  
(厚生都市常任委員長報告)
- 第17 議案第19号 平成23年度北方町上水道事業会計予算を定めるについて  
(厚生都市常任委員長報告)
- 第18 議案第20号 北方町土地開発公社の解散について (総務教育常任委員長報告)

---

## 本日の会議に付した事件

日程第1から日程第18まで

(追加日程)

第1 議案第21号 平成22年度北方町一般会計補正予算(第6号)を定めるについて

(町長提出)

第2 農業委員の推薦

---

## 出席議員 (9名)

1番	鈴木浩之	2番	安藤浩孝
3番	廣瀬和良	5番	福井裕子
6番	立川良一	7番	戸部哲哉
8番	井野勝巳	9番	日比玲子
10番	田中五郎		

---

## 欠席議員 (なし)

---

## 説明のため出席した者の職氏名

町長	室戸英夫	副町長	山本繁美
教育長	宮川浩兵	都市環境農政課参事	大平喜義
総務課長	村木俊文	税務課長	山中真澄
収納課長	西口清敏	住民保険課長	豊田晃
福祉健康課長	北村孝則	上下水道課長	山田忠義
都市環境農政課長	酒井友幸	教育課長	渡辺雅尚
会計室長	林賢二		

---

## 職務のため出席した事務職員の氏名

議会事務局長	高橋善明	議会書記	木野村幸子
議会書記	梅田竜志		

○議長（井野勝巳君） それでは、午前中に引き続いて、大変御苦労さまでございました。3月4日から始まった長い定例会も、本日をもって最終日を迎えようとしております。皆さん方には、大変御苦労さまでございました。

本会議中に、去る3月11日午後2時40分ごろですが、東北・関東地方で大地震が発生をいたしました。マグニチュード9.0という国内史上最大級の地震で、太平洋の沿岸南北500キロにわたり、高さ10メートルを越す大津波が発生したとのことでございました。多くの人々や家屋、また漁船や自動車が次々と濁流に押し流される惨状は、今までだれもが見たことのない、想像を絶する光景であり、阪神・淡路のマグニチュード7.4の大震災に次いで、大自然の猛威を改めて見せつけられた思いであります。また、この地震により福島原発で爆発事故が発生し、放射性物質が大量に放出され、作業員ばかりではなく、周辺地域に拡散した放射能の被害は予断を許しません。この爆発事故により、原発の安全神話は完全に崩れ去ったと言わざるを得ないところであります。

このような大災害に対し、政府の初動対応も理解ができません。なぜ迅速に救援物資が被害者に届くような対策が的確に指示できなかつたのか、その対応の遅さにただ唾然とするばかりであります。

今回の東日本大地震で亡くなられた人は、21日現在で8,805人、行方不明者が1万2,664人、死者・行方不明合わせますと2万1,469人にも上ります。調査が進むにつれ、亡くなられる人はさらにふえるものと思います。本会議開会に先立ちまして、亡くなられた方々に心から哀悼の意を表し、黙祷をいたしたいと思っております。また、被害に遭われた方々に対しても、一日も早く復興をされることを願ってお祈りをいたしたいと存じますので、黙祷をいたしたいと思っております。よろしくお願いいたします。

黙祷を始めてください。

〔黙 禱〕

○議長（井野勝巳君） 黙祷を終わります。ありがとうございました。

ただいまの出席議員数は9人で、定足数に達しておりますので、ただいまから平成23年第2回北方町議会定例会第4日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元に配付のとおりであります。

---

#### 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（井野勝巳君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第112条の規定により、議長において2番 安藤浩孝君及び3番 廣瀬和良君を指名いたします。

---

#### 日程第2 議案第4号から日程第9 議案第11号まで

○議長（井野勝巳君） 日程第2、議案第4号 北方町新築住宅の定住奨励金交付条例制定についてから日程第9、議案第11号 北方町公共用地取得基金条例の一部を改正する条例制定についてまで、8議案を一括議題といたします。

付託いたしました案件について、総務教育常任委員長における審査の経過並びに結果の報告を求めます。

総務教育常任委員長の登壇を求めます。立川良一君。

○総務教育常任委員長（立川良一君） それでは、議長の命を受けまして、去る3月15日に委員会を開催いたしました。総務教育常任委員会に付託されました案件について、その結果を御報告申し上げます。

議案第4号 北方町新築住宅の定住奨励金交付条例制定についてであります。

新築の建て売り住宅が、未使用であるにもかかわらず中古住宅とした場合の取り扱い、中古住宅への適用拡大や、条例の適用基準日を1月1日に設定することの妥当性について質疑がありました。条例を運用する上で、建て売り住宅を未使用で購入した場合にあっては、条例に規定する要件を満たしているものとして取り扱うこと、今回の事業は予算措置を伴うものであるため、中古住宅を対象とするかどうかについては、今後事業の進捗状況を注視し、対象を広げるかどうか経過観察を行っていくこと、基準日については一定の期日を設ける必要があるため、住民税や固定資産税の賦課基準日である1月1日で設定したい旨の答弁がありました。

以上で質疑を終わり、討論を行い、採決の結果、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第5号 北方町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定についてであります。

質疑、討論もなく、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第6号 北方町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例制定についてであります。

本議案は、人事院勧告を受けての改正かを問う質疑があり、さきの臨時会で既決の改正条例同様、人事院勧告に準じての改正である旨の答弁がありました。

以上で質疑を終わり、討論はなく、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第7号 北方町非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定についてであります。

農業委員会及び教育委員会の開催状況についての質疑があり、農業委員会は最低でも月1回以上、教育委員会については2ヵ月に3回の間隔で会議を実施している旨の答弁がありました。

以上で質疑を終わり、討論はなく、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第8号 北方町常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定についてであります。

質疑、討論なく、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第9号 北方町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定についてであります。

勤勉手当の勤務評定による支給額についての質疑があり、同手当については、評価により職員ごとの支給率に差が生じているが、あまり大きな差がないよう、また支給に関して不公平感の出ないような運用を行っている旨の答弁がありました。

以上で質疑を終わり、討論はなく、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第10号 北方町福祉振興基金条例の一部を改正する条例制定についてであります。

国で財政措置される地域振興基金費の有無及び基金の使用目的についての質疑があり、国の現行制度においては地域振興基金費がないこと、基金の目的については設けず、福祉全般に使えるように改正した旨の答弁がありました。

以上で質疑を終わり、討論はなく、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第11号 北方町公共用地取得基金条例の一部を改正する条例制定についてであります。

条例案に関連して、公社の再設立についての質疑があり、設立については、県知事の認可や議会の議決等、所定の手続を経て行うことになる旨の答弁がありました。

以上で質疑を終わり、討論はなく、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で報告を終わります。

○議長（井野勝巳君） 以上で常任委員長の報告を終わります。

議案第4号 北方町新築住宅の定住奨励金交付条例制定についての委員長報告に対し、質疑を許します。

〔「質疑終結」の声あり〕

○議長（井野勝巳君） 討論ございますか。

鈴木君。

○1番（鈴木浩之君） 私は、議案第4号に対して反対をいたしたいと思いますが、ただいま常任委員長の御報告の中で、中古住宅の件については質疑があったと。ただし、結果的には原案のとおり可決すべきものという御報告をいただきました。委員会の質疑の中で、中古住宅の件については、今後推移を見ながら検討していくという説明がございましたが、根本的にそうであれば私は初めから中古住宅も認めるべきであるという考え方でございますので、この議案に対しては反対をしたいと思います。以上。

〔「終結」の声あり〕

○議長（井野勝巳君） 討論を終わります。

これから採決をいたします。

議案第4号に対する委員長の報告は可決です。議案第4号は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方は起立を願います。

〔起立7名〕

○議長（井野勝巳君） 起立多数です。したがって、議案第4号は委員長の報告のとおり可決されました。

議案第5号 北方町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定についての委員長報告に対し、質疑を許します。

〔「質疑、討論省略」の声あり〕

○議長（井野勝巳君） 質疑、討論を省略いたします。

これから採決をいたします。

議案第5号に対する委員長の報告は可決です。議案第5号は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（井野勝巳君） 御異議なしと認めます。したがって、議案第5号は委員長の報告のとおり可決されました。

議案第6号 北方町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例制定についての委員長報告に対し、質疑を許します。

〔「質疑、討論省略」の声あり〕

○議長（井野勝巳君） 質疑、討論を省略いたします。

これから採決をいたします。

議案第6号に対する委員長の報告は可決です。議案第6号は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（井野勝巳君） 御異議なしと認めます。したがって、議案第6号は委員長の報告のとおり可決をされました。

議案第7号 北方町非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定についての委員長報告に対し、質疑を許します。

〔「質疑、討論省略」の声あり〕

○議長（井野勝巳君） 質疑、討論を省略します。

これから採決をいたします。

議案第7号に対する委員長の報告は可決であります。議案第7号は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（井野勝巳君） 御異議なしと認めます。したがって、議案第7号は委員長の報告のとおり可決されました。

議案第8号 北方町常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定についての委員長報告に対し、質疑を許します。

〔「質疑、討論省略」の声あり〕

○議長（井野勝巳君） 質疑、討論を省略します。

これから採決をいたします。

議案第8号に対する委員長の報告は可決であります。議案第8号は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（井野勝巳君） 御異議なしと認めます。したがって、議案第8号は委員長の報告のとおり可決されました。

議案第9号 北方町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定についての委員長報告に対し、質疑を許します。

〔「質疑、討論省略」の声あり〕

○議長（井野勝巳君） 質疑、討論を省略します。

これから採決をいたします。

議案第9号に対する委員長の報告は可決であります。議案第9号は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（井野勝巳君） 御異議なしと認めます。したがって、議案第9号は委員長の報告のとおり可決されました。

議案第10号 北方町福祉振興基金条例の一部を改正する条例制定についての委員長報告に対し、質疑を許します。

〔「質疑、討論省略」の声あり〕

○議長（井野勝巳君） 質疑、討論を省略いたします。

これから採決をいたします。

議案第10号に対する委員長の報告は可決であります。議案第10号は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（井野勝巳君） 御異議なしと認めます。したがって、議案第10号は委員長の報告のとおり可決されました。

議案第11号 北方町公共用地取得基金条例の一部を改正する条例制定についての委員長報告に対し、質疑を許します。

〔「質疑、討論省略」の声あり〕

○議長（井野勝巳君） 質疑、討論を省略いたします。

これから採決をいたします。

議案第11号に対する委員長の報告は可決であります。議案第11号は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（井野勝巳君） 御異議なしと認めます。したがって、議案第11号は委員長の報告のとおり可決をされました。

---

日程第10 議案第12号から日程第12 議案第14号まで

○議長（井野勝巳君） 日程第10、議案第12号 平成22年度北方町一般会計補正予算（第5号）を定めるについてから日程第12、議案第14号 平成22年度北方町老人保健医療特別会計補正予算（第1号）を定めるについてまで、3議案を一括議題といたします。

それぞれ付託しました案件について、各常任委員会における審査の経過並びに結果の報告を求めます。

最初に、総務教育常任委員長の登壇を求めます。立川良一君。

○総務教育常任委員長（立川良一君） それでは、平成22年度北方町一般会計補正予算（第5号）を定めるについて、私ども総務教育常任委員会に付託をされました部分についてのみ御報告をしたいと思えます。

歳入に関し、地方交付税の増額根拠についての質疑があり、国の地方財政計画に従って算定を行い、予算計上したが、計画に基づくものであることや、予算額として低目に計上していたが、実際に交付税額の算定を行ったところ、結果としては増額となった旨の答弁がありました。

以上で質疑を終わり、討論はなく、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、御報告を申し上げます。

○議長（井野勝巳君） 次に、厚生都市常任委員長の登壇を求めます。田中五郎君。

○厚生都市常任委員長（田中五郎君） 命により、経過報告をさせていただきたいと思えます。

厚生都市常任委員会に付託されました案件について、去る3月14日に委員会を開催し、その審査の結果を御報告をさせていただきます。

まず、議案第12号 平成22年度北方町一般会計補正予算（第5号）を定めるについての関係部分であります。

最初に歳入について、土木費県補助金の増額理由についての質疑があり、円鏡寺公園改修工事について当初は予定していなかったが、その後の県との協議により、県振興補助金が受けられるようになった旨の答弁がありました。

次に歳出については、農林水産業費の席田井水に対する負担金の増額理由についての質疑があり、井水組合の補助金事業について国の補助が追加で認められ、その事業費に対する町負担の増額である旨の答弁がありました。

以上で質疑を終わり、討論もなく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第13号 平成22年度北方町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）を定めるについては、連合会負担金の271万5,000円増額補正の内容についての質疑がありました。これは、国保連合会のシステム改修費で、各市町村が負担するものであり、同額が国庫補助金の特別財政交付金として歳入に計上している旨の答弁がありました。

次に、国民健康保険税の減額補正について質疑があり、これは、保険税率を決める際、その税



率を抑えた結果、当初の歳入額が見込めないものである旨の答弁がありました。

討論はなく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第14号 平成22年度北方町老人保健医療特別会計補正予算（第1号）を定めるについて、質疑、討論もなく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、御報告を申し上げます。

○議長（井野勝巳君） 以上で各常任委員長の報告を終わります。

議案第12号 平成22年度北方町一般会計補正予算（第5号）を定めるについての委員長報告に対し、質疑を許します。

〔「質疑、討論省略」の声あり〕

○議長（井野勝巳君） 質疑、討論を省略いたします。

これから採決をいたします。

議案第12号に対する委員長の報告は可決であります。議案第12号は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（井野勝巳君） 御異議なしと認めます。したがって、議案第12号は委員長の報告のとおり可決されました。

議案第13号 平成22年度北方町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）を定めるについての委員長報告に対し、質疑を許します。

質疑ございませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（井野勝巳君） 討論ございますか。

〔「討論なし」の声あり〕

○議長（井野勝巳君） 質疑、討論を省略いたします。

これから採決をいたします。

議案第13号に対する委員長の報告は可決であります。議案第13号は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（井野勝巳君） 御異議なしと認めます。したがって、議案第13号は委員長の報告のとおり可決されました。

議案第14号 平成22年度北方町老人保健医療特別会計補正予算（第1号）を定めるについての委員長報告に対し、質疑を許します。

〔「質疑、討論省略」の声あり〕

○議長（井野勝巳君） 質疑、討論を省略いたします。

これから採決をいたします。

議案第14号に対する委員長の報告は可決であります。議案第14号は、委員長の報告のとおり決

定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（井野勝巳君） 御異議なしと認めます。したがって、議案第14号は委員長の報告のとおり可決されました。

---

### 日程第13 議案第15号

○議長（井野勝巳君） 日程第13、議案第15号 平成23年度北方町一般会計予算を定めるについてを議題といたします。

本件についての各常任委員会における審査の経過並びに結果の報告を求めます。

最初に、総務教育常任委員長の登壇を求めます。立川良一君。

○総務教育常任委員長（立川良一君） それでは、議案第15号 平成23年度北方町一般会計予算を定めるについての関係部分についてのみ御報告をいたします。

最初に歳入については、質疑がございませんでした。

続いて、歳出についてであります。

企画費に関して、アユカ乗車券への助成方法や、チャージ機設置場所等について質疑があり、既に発行されておりますアユカ乗車券に対する補助の実施方法については、今後、チャージ機の設置を予定している6月までに効率的な助成方法を検討すること、役場庁舎に設置を行うことで、町としての公共交通に対する姿勢を示すことや、防犯上の理由もある旨の答弁がありました。

次に、ホームページに掲載してある滞納者から差し押さえた財産の公売に関するページのリンクについての質疑があり、公売期間中のみ閲覧が可能である旨の答弁がありました。

次に、教育費について、北方西小学校の就学援助の対象人数や、北方中の学校備品の内容、県学校保健研究大会負担金に関する質疑があり、北方西小の対象児童は現況72名であり、申請書の取りまとめを民生委員から学校長に切りかえたこと、学校備品は、第3理科室に必要な備品のほか、社会科や家庭科等で購入を予定していること、大会負担金については今年度限りで、その財源と積算根拠についての答弁がありました。

次に、まちづくり活動助成金について、現在の実施状況についての質疑があり、現在7団体に助成を行っていることや、各団体への助成見込み額や、活動状況についての答弁がありました。

次に、宿毛市との交流事業に関し、事業内容や対象者についての質疑があり、行政として、きっかけとなった安藤伊賀守の史跡の整備を行うとともに、交流は官主導でなく、民間主導での推進を考えての予算措置であり、そうした交流状況を見て、行政としての対応を考えていきたい旨の答弁がありました。

次に、交通安全対策に関して、交通安全協会、各自治会に設置の交通安全委員や登下校時の見守りについての質疑があり、交通安全協会役員については、平成23年度に新たな役員の委嘱を予定しているが、今後も若返りを図りたいと考えていること、各自治会の交通安全委員については、ボランティア意識を高めて、今後一層の協力を自治会を通じてお願いをしていくこと、登下校時

の見守り組織についても、さらに視野を広げていきたい旨の答弁がありました。

以上で質疑を終わり、討論はなく、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、御報告いたします。

○議長（井野勝巳君） 次に、厚生都市常任委員長の登壇を求めます。田中五郎君。

○厚生都市常任委員長（田中五郎君） 厚生都市常任委員会に付託されました案件、ただいま議題になっております議案第15号 平成23年度北方町一般会計予算を定めるについての関係部分についての御報告をさせていただきます。

最初に、歳入についてであります。

保育所運営負担金について、国庫補助金がなくなって一般財源化されたのはどういう理由かとの質疑があり、それに対して、国も財源がないので、一般財源化、地方交付税に切りかえて、地方交付税の算式で、真に必要な自治体、財政力の弱い自治体に交付できるよう切りかえられた旨の答弁がありました。

また、H I V 予防接種及び肺炎球菌予防接種が現在中止となっているが、町としてはどのような対応をとっているのかの質疑があり、国からの指導により、接種を当面見合わせるよう各医療機関に依頼をし、今は県からの指示を待っているとの答弁がありました。

また、子ども手当の予算増額と町の持ち出し額についての質疑があり、対象者の増額によるものであり、町の持ち出しは昨年と同じ、児童手当の負担率で変わらない旨の答弁がありました。

また、子宮頸がん予防接種について、助成対象年齢はどうなっているのかとの質疑があり、1月から実施しているが、当初は中学1年生から高校1年生までの女子としていましたが、全国的にワクチンが不足し、接種を希望してもできない状態となっているため、平成23年度に限り、高校2年生まで対象年齢を拡大する旨の答弁がありました。

次に、歳出についてであります。

総務費では、戸籍住民基本台帳費の委託料の住民情報電算処理委託料の大幅増になった理由についての質疑があり、平成24年度より外国人も住民登録をする法律改正に伴う準備のための電算処理システム改修委託料が必要となり、平成22年度より増額となった旨の答弁がありました。

次に、民生費では、老人福祉費の報償費の内訳についての質疑があり、敬老祝い金と敬老会の参加者祝い金である旨の答弁がありました。

また、テレビ受信料が施設によって異なるのはなぜなのかとの質疑があり、福祉施設によりテレビ受信料の軽減措置があることや、台数によって一律の受信料ではない旨の答弁がありました。

また、農業振興費については、農業用ポンプ更新工事の内容についての質疑があり、農業振興地域内に6基設置のうち耐用年数を過ぎているのが2基であり、ポンプを修繕できなく、取りかえを行う旨の答弁がありました。

次に、学校給食地産地消推進事業補助金の内容についての質疑があり、県産食材に対して、町・県・農協中央会がそれぞれ3分の1を町給食会計へ補助するもの及び米については町単独補助として、平成10年度を基準として当該年度との差額を補助するものである旨の答弁がありまし

た。

また、道路新設改良費では、道路改良事業詳細設計委託料の執行についての質疑があり、これからの住みよいまちづくりには都市環境は重要な要素であり、執行については町民対話、集会等で住民の御理解を踏まえながら実施していきたい。また、設計単価については県の設計基準に準拠して積算しており、整備順序については他の整備事業や公安協議の調整等もあり、老朽化などの時期が来たら整備をしていきたいという旨の答弁がありました。

以上、質疑を終わり、討論に入り、反対討論がありました。採決の結果、賛成多数で本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、御報告を申し上げます。

○議長（井野勝巳君） 以上で各常任委員長の報告を終わります。

議案第15号 平成23年度北方町一般会計予算を定めるについての委員長報告に対し、質疑を許します。

質疑のときは、ページ数を言っていたきたいと思います。

質疑ございませんか。

〔「終結」の声あり〕

○議長（井野勝巳君） 討論ございますか。

日比君。

○9番（日比玲子君） 私は、議案第15号 平成23年度北方町一般会計予算に反対をしたいと思います。

まず初めに、国の予算は、旧自公政権の概算要求を引き継いだ今年度と違い、ゼロから民主党政権がつくったわけであります。それは、この政権を基本的な姿勢を示したものだと言わなければなりません。その最大の特徴は、やっぱり財界、アメリカ優先という前政権と同じ立場です。国民の暮らしを応援するには背を向けて、その一方で法人税の5%減税、証券の優遇税制の2年のさらなる延長、また大企業や大資産家を優遇するものであります。事業仕分けでも聖域扱いにしましたが、米軍への思いやり予算、これをまた5年間も総額維持するというので、軍事費はまさに5兆円にも年間なります。国の92兆円の予算、その半分以上が債権であります。今年度末で、国・地方を合わせて長期債務残高は892兆円にもなると言われ、GDPの184%とも言われています。この行き詰まりを打開するのに、消費税の増税であるとか、あるいはTPPへの参加で突破しようとしています。これでは、今さえ深刻な国民生活の暮らしは大変な打撃を受けることとなります。私たちは財界、アメリカ優先の政治から、国民の暮らしと政治を応援することに切りかえていくことだと述べます。

以上、述べたことは、国と地方の政治は有機的に結びついているからであります。

では、北方町の財源はどうでしょうか。町税は、昨年比べて2,191万4,000円の増であります。地方譲与税は100万円の減になっています。給料もここ10年余り減り続けているのに、町税がふえるのは少し疑問が残ります。そして、利子割交付金は、私たちのわずかな預貯金から20%の国

税を取りながら、配当割とか株式譲渡割などは本則20%課税すべきであるのに、またこれも2年間延長する、まさに優遇税制そのものではないかと思っています。そして、消費税も入ってくるようになっていますが、消費税は物を買えば5%の支払いです。その1%はいろんな形で地方へ来るわけでありますが、この消費税そのものが、私は逆進性が大変強いものだと考えて、せめて食料品は非課税にしてほしいと思っています。

次は、一般会計の節別についてであります。負担金補助及び交付金は17.67%、扶助費は16.97%、委託料は11.01%です。償還金などは10.44%であります。経常経費は86.15%です。新しい事業をしようと思えば、わずか14%しかありません。補助金要綱も昭和50年代ころからのものもありますので、再度これは精査する必要があるのではないかと考えています。

そして、もう一つの問題はパート賃金です。この予算の中でも、臨時職員のパート賃金でも課によって若干ばらばらに予算が計上されていると思っています。せめて800円、あるいは1,000円、生活保護基準を下回る県が全国では7県もあるそうではありますが、職員の3分の1ぐらいしか、こうした人たちはお金をいただいているのではないのでしょうか。職員と同じような働きをしているわけですので、安心して働いていただくためにも、もう少しずつ引き上げていく必要があるのだと考えています。

防災のことは、きょう補正で出ましたので、抜きにします。

次は、保育所の問題です。保育所の国庫負担は、今まで措置費であったわけですが、一般財源化されて、ことしは、国と地方合わせて保育所の運営費として、わずか負担金として52万3,000円しか入ってこないこととなります。これは、民間の社会福祉法人あるいは株式会社などへ規制緩和をしていく前提ではないかと思っています。これでは保育の質は低下をし、また保護者と保育所との直接契約になって、公的な部分は後退をすることになってしまいます。私は、ぜひとも今北方町には四つの保育園がありますので、これは絶対に4保育園は公立でやっていただきたいと思っています。

子ども手当に関してですが、この費用は児童手当と同じということは先ほど報告をされましたけれども、国が言った以上は責任を持ってやるべきだと思うし、そのほかにも、都会の待機児童のために、規制緩和して人を入れるようなことを言っているわけですが、やっぱり保育園できちっと対応していくことではないかと考えています。

そして、乳幼児医療費の問題です。この助成に関しては、県下42市町村ある中で、北方町は岐阜県と同じ、ただ1町村のみ県と同じやり方であります。入院は無料になっていますが、通院は、風邪を引いたとか、小学校中学年までは結構病院にかかたりしますので、何としてもこの乳幼児医療費を引き上げていただきたいと思っています。5,000万円あれば、小学校卒業まで、いろいろ計算しますとやれるのではないかと思いますので、町長は子育てということを予算の中でも書いていらっしゃるわけですので、ぜひこれは検討していただきと思っています。

そして、学力テストの問題であります。抽出方式に加えて希望参加もふえて、去年は70%の学校が受けたそうであります。今年度からは理科がふえることとなります。この学力テストとい

うのは、福井県や秋田県が成績がいいということで大体の傾向はつかめているわけです。このお金に何と35億円余りも使うわけですので、こうした学力テストは、今大震災で延びてはいますけれども、やめるべきだということでもあります。

それから、英語が小学校の必修科目ということで、北方町ではずっと以前から英語教育をやっているわけですが、今の子供たちは、日本語、母国語というのがなかなか、何かよくわからない言葉を使うわけですが、英語も大事ですけれども、やっぱり母国語、日本語というのも大事にしていっていただきたいと思っています。

そして、最後になりましたけれども、地方自治体というのは、やっぱり国の悪政から私たち住民を守る、その機能を果たすことではないかということで、反対をいたしたいと思います。以上です。

○議長（井野勝巳君） 反対討論ありますか。

戸部君。

○7番（戸部哲哉君） 私は、提案されました議案第15号 平成23年度北方町一般会計当初予算について、原案に賛成の立場から討論に参加したいと思います。議員各位におかれましては、よろしく御賢察の上、御賛同賜りますようお願いをいたします。

町長も危惧されておられるように、国の財政は尋常な状況にありません。経済の回復が急がれていますが、中東の政情不安による原油価格の高騰、欧州のくすぶり続けるソブリンリスク、新興国の相次ぐ利上げ等により、世界経済の停滞が懸念されている中、東日本大震災が追い打ちをかけ、東北地方全体の経済活動の低下に加えて、原発事故の影響もはかり知れないものがあります。日本経済の根幹をも脅かす事態に直面しており、日本経済はまさに両面から冷や水を浴びせられている状況であります。阪神・淡路大震災の直接被害は10兆円と言われましたが、このたびの震災は12兆から17兆円とも試算されております。被害が広範囲であるため、莫大な復旧費用や経済対策費用、補償費用等は阪神・淡路大震災の比ではない、膨大な金額となる可能性もあります。一日も早く正常な市場経済の回復と、震災からの復興を祈るところであります。

さて、平成23年度の政府予算は、特例公債法案等の関連法案は、政局絡みで年度内成立が困難とされておりましたが、震災により状況が一変し、審議の方向も不透明となっております。また、莫大な復興資金の工面は、国民生活や地方自治体の事務運営に多大な影響を及ぼし、消費者の購買意欲の低下や生産の低下、株安・円高進行の誘発は、今世紀最大とも言える危機に遭遇しています。

このような状況の中、平成23年度の政府予算、一般会計総額は92兆4,116億円、22年度に対して1,124億円の微増となっております。財源内訳では、税収が40兆927億円、公債金が44兆2,980億円、足らず前7兆1,866億円を埋蔵金等で補っております。公債依存度が実に48%を占め、3年連続の借金が税収を上回るという壊滅的な予算であります。バブル期の平成2年度の税収総額60兆円を頂点とし、それ以降、右肩下がりに転じてきました。およそ20兆円の減収となっているのであります。にもかかわらず、財政規模は23兆円拡大をしております。その結果、当時の国債

残高166兆円から23年度末には668兆円と試算され、GDP比で138%、地方を含めると892兆円、GDP比は実に184%にもなり、まさに国は破綻であります。

歳出は、国債費が21兆5,491億円、前年度比9,000億円の増、社会保障費が1兆4,393億円の増となっておりますが、国の財政運営戦略に基づく23年度から25年度までの中期財政フレームとして、基礎的財政収支における対象経費は前年度を上回らない額、71兆円以下としているところから、前年度並みの70兆8,625億円、694億円の減としています。社会保障費や利払いの増額が主要経費の削減額に連動していることが見てとれます。

国の地域主権戦略大綱の中では、ひもつき補助金の一括交付金化等が検討され、地方交付税、特別交付金のあり方が議論されておりますが、23年度の地方交付税総額は、出口ベースで前年度比4,798億円の増額となっております。しかし、一般会計の歳出予算額においては6,932億円の減額予算となっており、前年度対比4%のマイナスが見られるところから、縮小の方向がうかがい知れます。

このように、未曾有の災害と原発の脅威、財政事情と経済環境の中、提案されました当町の平成23年度予算では、主要財源である町税では、企業収益の改善を予測し、個人町民税で前年度対比1.4%、1,165万円の増、法人町民税では前年度対比11.0%、990万円の増で、町民税総額は2.3%、9億4,585万円の税収見込みとされました。また、地方交付税1億6,500万円の増、各交付金等の増額が見込まれたことで、基金からの繰入金は3,779万円とし、4,920万円の減額、町債では、交付税措置される臨時財政対策債3億5,000万円の借り入れはされますが、前年度対比6,800万円の減額となっております。この結果、23年度末起債残高を9,252万円減少させることで、起債を抑制されておられます。また、子ども手当3,000万の増額分を計上されたことで、国庫支出金、県支出金で、児童福祉費負担金の伸びが増額されていることもあり、歳入総額は51億5,000万円、前年度当初予算比1.69%、1億3,497万円の増額となり、当初予算額においては直近5年間で最大の予算規模とされております。

歳入について、財源に根拠と堅実性を実証されております。したがって、健全財政は堅持されており、評価できるところであります。

次に、歳出予算の主要施策数点について意見を述べさせていただきます。

政策審議会は、協働のまちづくりを推進する上で、草の根民主主義の原点として構築された町長肝いりの公約として就任早々に設置をされ、5年が経過したところでありますが、2年任期としたことで構成委員の交代もあり、それぞれに幅広い視点から意見や提案、問題点など精力的に議論がなされ、展開されてきたことは、審議会のまとめた提案書でもうかがい知ることができます。提案された意見が当町の各施策や行事にも反映をしており、意義深い住民主体の会議となっております。草の根民主主義の道筋として、住民意識の確立の手段として、さらに進化することを期待いたします。

また、町民の意見集約の場として町民対話集会や予算の説明会を開催し、積極的に情報提供されることは、協働意識の向上にもつながり、住民参加型の町政を推進する上で必要な予算である

と理解をするところであります。

また、バス利用促進事業の予算が計上されております。本町唯一の公共交通機関であるバス路線の維持継続を図ることは、行政の使命であります。バス路線の拠点としてバスターミナルを整備したことで、利用者の利便性が向上し、乗客数に増加傾向が見られるとの報告もありました。しかし、バス事業者の採算には到底見合うほどにはなりませんから、路線維持や運行本数を確保する手段として、バス事業者支援の助成費用はやむを得ない措置であります。また、事業促進策としてアユカカードを導入され、その利便性を図るために自動入金機の設置と乗車賃の補てん負担の軽減を図ることは、利用者の拡大施策として支持をいたします。また、高齢者の運転免許証の自主返納を推進するため、報償品にアユカカードを提供することとされました。バス利用者の増加促進と交通事故対策の一環として、一定の効果が期待できる施策として支持するところであります。

福祉予算では、介護保険サービスと老人福祉サービスの相互利用の仕組みを図る必要性から、老人福祉計画を策定する予算、高齢者世帯の暮らしを地域で支えていく組織づくりのために要する養成研修費用は、団塊世代が拍車をかけて高齢化が推し進めていくこともあり、超高齢化社会を迎える上において、地域住民の健康・福祉・医療の向上、虐待防止、介護予防マネジメントなど、その重要性は高まるばかりであり、その予算措置は正当であると支持するものであります。

道路・公園の改修整備が計上されております。公園都市をフレーズとして区画整理事業を推進してきた当町では、街路の整備により一層の力を注いでまいりました。昭和45年の佃公園を皮切りに、都市公園は18カ所、6万5,527平米、その他の公園4カ所、児童公園10カ所で計9万4,280平米が整備されてきました。改修費用及び維持管理に要する費用は、自然との触れ合い、コミュニティの形成、保育・レクリエーション活動等に緑の拠点としてより充実度を高める費用として理解するところであります。また、公園と街路の一体化を図ることで自然を醸成するとして、町道3号線の改修に伴う設計費用、高屋西部土地区画整理事業の進捗にあわせた都市計画道路の整備に要する費用については、南部地区における東西の主要道路、百年記念道路の南の延長は、南北の中心道路として早期の整備が望まれてきたところであります。安全と安心、ゆとりといやしの整備事業として、町の活力の創生に欠かせない事業であると理解し、評価をいたします。

教育予算では、教育総合計画を本町の教育の柱として取り組まれ、実践をされてきました。23年度からは向こう5年間で第2次教育総合計画として、子供が主役、住民が主役の理念でスタートをされます。新たに掲げた関係団体、住民との連携を今まで以上に密とする方針から、学校支援ボランティア事業と、幼保・小・中を相互に連携させ、一貫した教育を推し進める施策に要する費用、また能力開花推進事業、心の教育推進事業、道徳教育実践事業を本町の特色ある教育事業として継続もされます。将来を担う子供たちの育成に役立つ施策と理解をしております。教育相談活動では、幅広い相談活動の実践のため、地域連携教育相談員を新たに配置され、相談者の拡大を図る事業に要する費用は、適用指導教室事業とあわせて青少年の健全育成に役立つ施策と支持するところであります。



また、子供の安全対策として、見守り隊の拡充、幼稚園・学校関係の施設・設備の費用、中学校の理科教室の増設、学校図書の拡充予算が計上されております。本町の子供たちの教育環境の充実と安全・安心の予算として理解するものであります。

以上、歳入歳出予算について意見を述べさせていただきましたが、財政健全化を至上命題とする町長の姿勢は、本予算でうかがい知ることができます。堅実を念頭に、長期的な展望を視野に財政運営を心がけられた結果が債務の減少、預金の増額につながり、健全性を維持されてこられました。町長の信念である、背伸びせず、身の丈に合った予算編成を着実に実行してこられたまものであると称賛いたします。不要の支出を最大限に抑制された上で歳入を確保しつつ、住民ニーズに協調した新たな施策も随所で見られ、住民主体の歳出予算と理解をいたします。

直接住民と触れ合う地方行政の施策は、住民の活力と希望に通ずることで生活不安を払拭し、互いの理解と信頼を得ることができるのであります。安心・安全で快適なまちづくりを通して、一人でも多くの人にこの町に住み、この町を好きになり、ついの住みかとしてこの町に住み続けたいとする精神を皆が共有することで、確かな町として発展するものと期待できます。

予定されました各施策の遂行には、大変な時期でもあります。慎重に予算を執行していただきたいと思えます。

以上の理由により、提案されました議案第15号 平成23年度北方町一般会計予算に賛成をいたします。議員各位におかれましては、御賛同をいただきますよう、よろしく願いをいたします。

○議長（井野勝巳君） 討論を終わります。

これから採決をいたします。

議案第15号に対する委員長の報告は可決であります。議案第15号は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立をお願いいたします。

〔起立7名〕

○議長（井野勝巳君） 起立多数であります。したがって、議案第15号は委員長の報告のとおり可決をされました。

---

#### 日程第14 議案第16号から日程第17 議案第19号まで

○議長（井野勝巳君） 日程第14、議案第16号 平成23年度北方町国民健康保険特別会計予算を定めるについてから日程第17、議案第19号 平成23年度北方町上水道事業会計予算を定めるについてまで、4議案を一括議題といたします。

付託しました案件についての、厚生都市常任委員会における審査の経過並びに結果の報告を求めます。

厚生都市常任委員長の登壇を求めます。田中五郎君。

○厚生都市常任委員長（田中五郎君） 厚生都市常任委員会に付託されました議案第16号 平成23年度北方町国民健康保険特別会計予算を定めるについてであります。

国民健康保険税について、平成22年度、1人当たりの保険税は幾らか、また低所得者が保険税

を納付できるのかの質疑があり、1人当たりの保険料は10万5,671円であり、低所得の方については軽減がされており、平成22年度当初で、軽減人数は1,993人の35.8%、1,072世帯、37.4%の方が所得に応じて7割、5割、2割の軽減がされていて、低所得者の方も納付できるように配慮されている旨の答弁がありました。

次に、国民健康保険制度の県一本化についての質疑がありました。市町村国民健康保険は県単位化の方針となっているが、具体的な時期や、県が事業主体となるのかなどは今のところ決定していない旨の答弁がありました。

次に、歳出の保険給付費の療養諸費について、前年度予算額より4,900万円ほどの減となっているのはなぜなのかの質疑があり、医療費については、平成23年度、薬価診療報酬の改定がないので、平成22年度決算見込み額に対して、伸び率を掛けて算出している旨の答弁がありました。

次に、国民健康保険条例で保健事業を実施することになっていて、特定健診が実施されているが、より多くの持病予防事業を実施できないのかの質疑があり、特定健診は、メタボリックシンドロームの予防に主眼を置いた健診であったが、平成23年度より心電図・貧血検査を追加し、検診の充実を図ったところである旨の答弁がありました。

以上で質疑を終わり、討論に入り、保険税の課税限度額の引き上げや、県下でも高い保険料となっていて払いたくても払えない保険税となっており、だれもが安心して医療にかかる保険税にするため、保険税を引き下げるべきとの反対討論がありました。よって、採決の結果、賛成多数で本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、議案第17号 平成23年度北方町後期高齢者医療特別会計予算を定めるについてであります。

保険料が平成22年度より減額になっていること、また特別徴収が減額しているのはなぜかについての質疑があり、保険税率は据え置かれており、後期高齢者医療広域連合で示された医療等による保険料である。また、特別徴収の被保険者が希望すれば、普通徴収に切りかえることができる旨の答弁がありました。

次に、広域連合にいつ職員を派遣するのかの質疑があり、平成24年度から1名を2年間派遣する予定である旨の答弁がありました。

以上で質疑を終わり、討論に入り、高齢者が安心して暮らしていける保険制度にすべき旨の反対討論がありました。よって、採決の結果、賛成多数、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第18号 平成23年度北方町下水道事業特別会計予算を定めるについてであります。

合理化事業転換業務のうち、下水道関係事業は幾らなのかとの質疑があり、平成21年度、9,707万9,000円である旨の答弁がありました。

次に、下水道切りかえ率の全体より低い自治会はどこかとの質疑があり、全体は77%で、低い自治会は、高屋白木2丁目や東加茂で45%である旨の答弁がありました。

以上で、質疑を終わり、討論はなく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと

決しました。

次に、議案第19号 平成23年度北方町上水道事業会計予算を定めるについてであります。

委託料の717万6,000円についての質疑があり、量水器取りかえ委託300万円や、水源地樹木管理80万円などの内訳と金額についての答弁がありました。

次に、量水器についての委託料、修繕費の内容についての質疑があり、計量法で規定されている8年以内で、ことしは1,020個の量水器を委託料で交換し、その量水器を取りつけるものとして、量水器の外側を再利用し、中の量水計を新たにつけかえて使用するものが量水器の修繕となる旨の答弁がありました。

次に、自家発電機は、重油満タンで災害時にどれくらいの自家稼働ができるのかの質疑があり、8時間ほど稼働できる旨の答弁がありました。

また、有収水率と耐震化についての質疑があり、有収水率の低い原因は不明であり、漏水調査を行い修繕することは効果が少なく、経営を圧迫する旨と、今後の施工する管工事は耐震管で行い、施工費は管材のみの差で、従来の管工事が大きく増加するものでない旨の答弁がありました。

以上で質疑を終わり、討論はなく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、御報告を申し上げます。

○議長（井野勝巳君） 以上で常任委員長の報告を終わります。

議案第16号 平成23年度北方町国民健康保険特別会計予算を定めるについての委員長報告に対し、質疑を許します。

〔「質疑、討論省略」の声あり〕

○議長（井野勝巳君） 質疑、討論を省略いたします。

これから採決をいたします。

議案第16号に対する委員長の報告は可決であります。議案第16号は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（井野勝巳君） 御異議なしと認めます。したがって、議案第16号は委員長の報告のとおり可決されました。

議案第17号 平成23年度北方町後期高齢者医療特別会計予算を定めるについての委員長報告に対する、質疑を許します。

質疑ございますか。

〔発言する者なし〕

○議長（井野勝巳君） 討論ございますか。

日比君。

○9番（日比玲子君） では、議案第17号に反対をしたいと思います。

この制度は、もともと老人福祉法のもとで、1972年に国の制度として老人医療保健法として、

また今度は無料化をして、その後10年たって老人保健法で有料化されてきたものであります。そういう歴史を持ちながら、今の政府はこの制度を廃止とかつて言っていたわけですが、なかなかこれも今日に至っている状況の中にいます。そして、75歳以上のうち1,200万人が市町村国保に加入をさせる、あと200万人は被用者保険に入れて、別建てで管理をするということなど、まさに今の制度の看板のかけかえを将来的やるという方向が出されています。この制度そのものは、今まで扶養されていた人の保険から、75歳になれば1人になって保険料をいただく。そしてまた、2番目は年金から保険料を天引きするということであります。そして、国民健康保険法とこれは同じやり方で、保険料を払えない人へは保険証を渡さない、そして若者と違う医療で、差別医療を行うということなどになっています。この制度ができたときには、うば捨て山だとか大変な批判があったわけですが、私は、これは廃止をして、もとの老人保健法に戻すべきだという立場であります。以上です。

○議長（井野勝巳君） 討論を終わります。

これから採決をいたします。

議案第17号に対する委員長の報告は可決であります。議案第17号は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を願います。

〔起立7名〕

○議長（井野勝巳君） 起立多数であります。したがって、議案第17号は委員長の報告のとおり可決されました。

議案第18号 平成23年度北方町下水道事業特別会計予算を定めるについての委員長報告に対し、質疑を許します。

〔「質疑、討論省略」の声あり〕

○議長（井野勝巳君） 質疑、討論を省略します。

これから採決をいたします。

議案第18号に対する委員長の報告は可決であります。議案第18号は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（井野勝巳君） 御異議なしと認めます。したがって、議案第18号は委員長の報告のとおり可決されました。

議案第19号 平成23年度北方町上水道事業会計予算を定めるについての委員長報告に対し、質疑を許します。

〔「終結」の声あり〕

○議長（井野勝巳君） 質疑、討論を省略いたします。

これから採決をいたします。

議案第19号に対する委員長の報告は可決であります。議案第19号は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（井野勝巳君） 御異議なしと認めます。したがって、議案第19号は委員長の報告のとおり可決されました。

---

日程第18 議案第20号

○議長（井野勝巳君） 日程第18、議案第20号 北方町土地開発公社の解散についてを議題といたします。

本件についての、総務教育常任委員会における審査の経過並びに結果の報告を求めます。

総務教育常任委員長の登壇を求めます。立川良一君。

○総務教育常任委員長（立川良一君） 総務教育常任委員会に付託をされました、議案第20号 北方町土地開発公社の解散について御報告をいたします。

質疑、討論もなく、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、御報告をいたします。

○議長（井野勝巳君） 以上で常任委員長の報告を終わります。

議案第20号 北方町土地開発公社の解散についての委員長報告に対し、質疑を許します。

〔「質疑、討論省略」の声あり〕

○議長（井野勝巳君） 質疑、討論を省略します。

これから採決をいたします。

議案第20号に対する委員長の報告は可決であります。議案第20号は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（井野勝巳君） 御異議なしと認めます。したがって、議案第20号は委員長の報告のとおり可決をされました。

暫時休憩をいたします。

休憩 午後2時52分

---

再開 午後3時08分

○議長（井野勝巳君） それでは、再開をいたします。

お諮りをいたします。ただいま町長から議案第21号 平成22年度北方町一般会計補正予算（第6号）を定めるについて提出をされました。これを日程に追加し、追加日程第1として議題にいたしたいと思っております。御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（井野勝巳君） 御異議なしと認めます。よって、議案第21号 平成22年度北方町一般会計補正予算（第6号）を定めるについてを日程に追加し、追加日程第1として議題とすることに決定をいたしました。

---

## 追加日程第1 議案第21号

○議長（井野勝巳君） 追加日程第1、議案第21号 平成22年度北方町一般会計補正予算（第6号）を定めるについてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（室戸英夫君） それでは大変恐縮でございますが、追加議案として平成22年度北方町一般会計補正予算（第6号）を御提案させていただきたいと存じます。

この予算は、歳入歳出現行予算の総額に、それぞれ5,018万9,000円を追加させていただきまして、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ55億3,990万円とさせていただくものでございます。

歳入におきましては、地方交付税が5,000万余り増額支給をされることになりました。これに対しまして歳出では、総務費におきまして、負担金で、県との交流人事を行いましたその給与の負担分として200万余、それから消防費として、御承知のとおり東日本地域の災害の支援のために災害用具を届けることによりまして本町の防災倉庫の在庫が不足をすることになりますので、その分を補てんするものでございます。残余につきましては、財政調整基金として4,700万円積み立てをするという内容でございます。どうぞよろしくお願いをしまして、御決定をいただきますようお願いをいたします。

○議長（井野勝巳君） これから、質疑を行います。

〔「質疑、討論省略」の声あり〕

○議長（井野勝巳君） 質疑、討論を省略の声がありますので、これから議案第21号を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（井野勝巳君） 御異議なしと認めます。したがって、議案第21号は原案のとおり可決をされました。

お諮りをいたします。ただいま町長から農業委員の推薦が提出をされました。これを日程に追加し、追加日程第2として議題にいたしたいと思っております。御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（井野勝巳君） 御異議なしと認めます。農業委員の推薦を日程に追加し、追加日程第2として議題とすることに決定をいたしました。

---

## 追加日程第2 農業委員の推薦

○議長（井野勝巳君） 追加日程第2、農業委員の推薦を議題といたします。

お諮りをいたします。議会推薦の農業委員は1人とし、豊田良吉君を推薦したいと思っておりますが、

御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（井野勝巳君） 御異議なしと認めます。したがって、議会推薦の農業委員は1人とし、豊田良吉君を推薦することに決定をいたしました。

〔発言する者あり〕

○議長（井野勝巳君） 暫時休憩をいたします。

休憩 午後3時14分

---

再開 午後3時17分

○議長（井野勝巳君） 再開いたします。

以上で、本会議に提出されました案件はすべて終了いたしましたので、町長よりあいさつを受けたいと思います。

○町長（室戸英夫君） 失礼をして、一言御礼のごあいさつを申し上げたいと思います。

平成23年第2回の北方町議会定例会が、非常に長い時間をかけていただきまして、十分な御審議をいただきまして、ありがとうございました。

途中、御承知のとおり東日本の大震災が発生をするという、ある意味のハプニングがございまして、私どももいろんな形で災害支援のために忙殺をされる期間がございましたけれども、皆さん方の御協力をいただき、こうして議会の最終日を迎えることができました。

とりわけ御審議をいただきました各議案について、本当に慎重審議、委員会等を通じて議論をいただきました。その過程でお聞かせいただきましたいろいろな意見につきましては、それぞれの予算を執行するに当たりまして十分参考にさせていただきながら、御決定をいただきました予算の執行に滞りのないよう全力を挙げてこれからもまいりたいと思っておりますので、どうぞこれからもよろしくお願いを申し上げますと同時に、年度末、何かと慌ただしいと思いますが、お体に御注意をいただきまして、また新しい年度で御指導をいただきと思っております。どうもありがとうございました。

---

○議長（井野勝巳君） 本定例会に付された事件は、すべて終了いたしました。

平成23年第2回北方町議会定例会を閉会といたします。大変に御苦労さまでございました。

閉会 午後3時19分

会議の経過を記載してその相違のないことを証するためここに署名する。

平成23年3月22日

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員